

制定：2015年5月20日

改定：2023年11月8日

競争的資金等の適正管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、関西電力医学研究所（以下「医学研究所」という）における競争的資金等の取扱いに関して、適正な運営及び管理並びにそれらに関する研究倫理に関する教育をはじめとしたコンプライアンス教育に関し必要な事項を定め、研究機関としての研究に関する責任を果たすとともに、医学研究所に所属する研究者の研究活動等を支援することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の適正な運営及び管理については、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「競争的資金」とは、国、独立行政法人等から医学研究所に配分されている資金をいう。

2 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失により競争的資金等の適正な運営及び管理に関する関係法令、配分機関（医学研究所に競争的資金を配分する機関をいう。以下同じ）の定める規程等又は医学研究所の諸規程に違反して競争的資金を使用することをいう。

3 この規程において「職員」とは、医学研究所において競争的資金等の管理に関わるすべての者をいう。

(最高管理責任者)

第4条 競争的資金等の適正な運営及び管理について医学研究所を統括する権限を有するとともに、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、株式会社関西メディカルネット社長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、競争的資金等に係る不正防止対策の基本方針を策定し、職員等に周知するとともに、統括管理責任者および管理責任者が責任を持って競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育が行えるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育について、実務上、医学研究所を統括する権限と責任を有する者として統括管理責任者を置き、医学研究所長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者管理責任者)

第6条 競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育を行う者として、コンプライアンス推進責任者管理責任者を置き、事務センター部長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者管理責任者は、統括管理責任者の指示を受けて、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 競争的資金等に係る不正防止対策の実施に関すること。
 - (2) コンプライアンス教育の実施に関すること。
 - (3) 競争的資金等の適正な管理及び執行に関する管理監督及び改善指導に関すること。

(資金執行上の責任)

第7条 医学研究所における競争的資金等の執行上の責任者は、当該競争的資金等の交付を受けた者又は競争的資金等の交付を受けた者から当該競争的資金等の配分を受けた者（以下「資金執行責任者」という）とする。

- 2 競争的資金等の会計に関する業務に係る権限及び責任については、別に定めるところによる。

(不正防止計画の実施等)

第8条 統括管理責任者は、事務センターが策定した不正防止計画を資金執行責任者に提示する。

- 2 資金執行責任者は、前項で提示された不正防止計画を実施し、その実施状況を事業年度ごとに統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、必要に応じて、前項により資金執行責任者から報告があった実施状況について事務センターにおいて検証させ、その結果必要と認めるときは、資金執行責任者に不正防止計画の実施状況の改善を指示する。
- 4 資金執行責任者は、前項により改善の指示があったときは、実施状況の改善に努め、その改善状況について、統括管理責任者に報告する。
- 5 統括管理責任者は、前項の改善状況について事務センターに報告する。

(職員等の責務)

第9条 職員等は、競争的資金等の適正な運営及び管理に際しては、関係法令、医学研究所の諸規程その他の規範を遵守し、高い倫理性を保持し、清廉性を持って行うよう努めなければならない。

- 2 職員等は、不正防止計画に沿い、不正防止に自ら取り組まなければならない。

- 3 職員等は、コンプライアンス教育を受けなければならない。
- 4 職員等は、第12条の競争的資金等の不正使用に係る調査に協力しなければならない。

(相談窓口)

- 第10条 医学研究所における競争的資金等に係る使用ルール及び事務手続きについて、内外からの相談に対応するため、事務センターに相談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、内外からの相談を受けた場合は、医学研究所における効果的な研究の遂行のため、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(通報窓口)

- 第11条 医学研究所における競争的資金等の不正使用に関する内外からの通報に対応するため、事務センターに通報窓口を置く。
- 2 競争的資金等の不正使用に関する通報を行う者（以下「通報者」という）は、当該通報を行う際は顕名によるものとし、競争的資金等の不正使用を行った者の氏名又は個人若しくは団体が特定できる名称及び当該通報の客観的かつ合理的な根拠を明らかにしなければならない。
 - 3 通報が匿名による場合又は通報者が匿名による取扱いを希望する場合は、匿名のまま取り扱う。
 - 4 事務センターは、通報を受けた場合は、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、関係の資金執行責任者及び管理責任者に通知する。

(競争的資金等の不正使用に係る調査)

- 第12条 統括管理責任者及び資金執行責任者は、第11条の通報があった場合は、30日以内に、内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
- 2 前項により調査が必要と判断された場合、調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施する。
 - 3 調査委員会の構成（利害関係を有しない第三者を含める）等、前項の調査に関し必要な事項は最高管理責任者が定める。
 - 4 統括管理責任者は、必要に応じて、調査を決定したときから調査結果が報告されるまでの間、調査対象となった研究費の一時的な使用停止措置を講じることができる。
 - 5 統括管理責任者は、第11条の通報から210日以内に、調査結果を配分機関へ報告する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

(懲戒等)

第13条 医学研究所は、職員等が競争的資金等の不正使用を行った場合は、医学研究所の規程に基づき、懲戒することができる。

(法的措置)

第14条 職員等が競争的資金等の不正使用を行った場合は、当該職員に対し、医学研究所に生じた損害を賠償させるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上の法的措置をとることができる。

(取引業者に対する措置)

第15条 競争的資金等の不正使用に関与した取引業者については、取引停止を含む厳正な措置を行う。

(調査結果の公表)

第16条 統括管理責任者は、第12条の調査を行った結果、競争的資金等の不正使用が行われたことが認められたときは、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、不正使用に対して行った措置の内容、調査を行った者の氏名・所属及び調査の方法・手順を公表する。ただし、最高管理責任者は非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 医学研究所及び職員等は、競争的資金等の不正使用に関し通報窓口に通報し、又は相談窓口相談(以下「通報等」という)したことを理由として、当該通報等を行った者に対し不利益な取扱いをしてはならない。ただし、通報等に関して、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的が認められる場合は、この限りではない。

2 医学研究所及び職員等は、通報等があったことを理由として、当該通報等をされた者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意不正の目的による通報に対する措置)

第18条 第12条の調査を行った結果、通報等対象事実が認められなかった場合において、当該通報等が悪意不正の目的(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思のことをいう)によるものであると認められるときは、通報等を行った者に対し、民事上及び刑事上の法的措置をとることができる。

(守秘義務)

第19条 相談窓口及び通報窓口の職員、競争的資金等の不正使用に係る調査に係った職員等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第20条 この規程によるもののほか、競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が定める。

以上

競争的資金等不正防止計画

関西電力医学研究所（以下「医学研究所」という）は、「競争的資金等の適正管理に関する規程」（以下「規程」という）に基づき、競争的資金等の適正な運営及び管理（以下「競争的資金等の適正管理」という）のための取組みを実施してきたところである。規程及び最高管理責任者が定める不正防止対策の基本方針に沿って「競争的資金等不正防止計画」（以下「不正防止計画」という）を以下のとおり定める。

第1 目的

不正防止計画は、医学研究所における競争的資金等の適正管理を確保し、不正使用等を防止することを目的とする。

第2 不正防止計画の趣旨

1 不正防止計画は、医学研究所における競争的資金等の管理に係る実態の把握及び検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対し医学研究所が優先的に取り組むべき事項を最高管理責任者が定める不正防止対策の基本方針に沿って、具体的に定めるものとする。

2 不正防止計画は、医学研究所における不正防止計画の実施状況、改善状況等並びに文部科学省をはじめとする関係各省庁または他機関等からの情報及び対応状況等を勘案して、必要に応じて改訂する。

第3 職員等の行動規範等

1 職員等の研究者は、次の行動規範に従って行動するものとする。

- (1) 研究従事者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
- (2) 研究費の不正使用を行わない。
- (3) 研究費の不正使用に加担しない。
- (4) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
- (5) 研究費の不正使用を黙認しない。

2 研究費を取り扱う職員等にあつては、次の行動規範に従って行動するものとする。

- (1) 規程及び不正防止計画を理解し研究者に周知する。
- (2) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
- (3) 研究費の不正使用を黙認しない。

3 職員等が研究費の不正使用を行った場合は、処分等を行い、加えて医学研究所の研究支援事業への応募資格を一定期間停止する。

4 職員等が研究費の不正使用に加担もしくは黙認した場合は、処分等を行い、加えて医学研究所の研究支援事業への応募資格を一定期間停止することがある。

5 不正防止対策の不徹底により職員等が研究費の不正使用を行った場合及び加担もしくは黙認した場合は、資金執行責任者等にも処分等を行うことがある。

第4 不正防止計画の実施責任

競争的資金等の適正管理における責任体制は、規程第4条乃至第6条に定めるところによる。

第5 周知

1 資金執行責任者は、関係規程及び不正防止計画を当該研究の職員等に周知しなければならない。

2 資金執行責任者は、関係規程及び不正防止計画の執行箇所での周知状況について把握するとともに、定期的に当該周知状況を統括管理責任者に報告する。

第6 不正を発生させる要因に対する不正防止計画

1 不正を発生させる要因に対する不正防止計画及び当該不正防止計画を実施するための具体的な行動を別表のとおり定める。

2 競争的資金等の不正使用に対する再発防止策への対応や配分機関等から不正防止に関する改善を求められた際には、不正防止計画の項目について重点的に取り組む「重点実施事項」を統括管理責任者が指定し、各執行箇所における不正防止に係る取組みの一層の強化を求めるものとする。

第7 不正な経理等の発生時・発覚時の対応

1 資金執行責任者は、競争的資金等の係る不正使用等が行われたことが明らかになったときは、当該不正使用等に関する改善策を講じ、その内容を執行箇所内に周知するとともに、統括管理責任者に報告する。

2 統括管理責任者は、競争的資金等に係る不正使用等が行われたことが明らかになったときは、当該不正使用等が行われた執行箇所の不正防止計画の実施状況を検証し、及び当該検証結果に基づいて改善を指示する。

以上

別表

不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動	備考
使用ルール、規程等の理解不足	使用ルール、規程等の周知徹底	説明会等により、規程・ルール等を周知する	
不明瞭な責任体制	責任体制の明確化	規程等により責任体制を明確化する	
運営・管理状況の把握が不十分	運営・管理状況の定期的な把握	内部監査、モニタリング等により、運営・管理状況を定期的に把握する	
情報共有の停滞	積極的な情報共有と情報の発信	内部監査等の結果通知等により、医学研究所内で共有すべき情報を定期的に発信し、職員に周知する	
法令遵守意識の低下	法令遵守意識の啓発	研修会、説明会の開催等により、法令遵守意識の向上を図る	
		不正発生時に医学研究所の研究活動に与える影響等を周知することにより、法令遵守意識の向上を図る	
経費執行の年度末集中	早期・計画的執行の推進	執行状況を定期的に把握し、早期・計画的執行を啓発するとともに、必要に応じて指導・助言を行う	
予算の使い切り意識	繰越制度等の周知	繰越制度等の周知により制度を浸透させ、適切な執行を行う	
検収制度の理解不足	検収制度の理解醸成及び周知	適切な検収方法について研修会等を通じて周知する	
検収制度の形骸化	検収の徹底	内部監査において、検収の実施状況について抽出調査する	
発注制度の理解不足	発注制度の理解醸成及び周知	研修会等で周知を行う	
取引業者との癒着	取引業者に対する牽制及び発注時の透明性の確保	取引開始時に誓約書を徴取し、違反した場合には取引停止等の罰則を講じる	
換金性の高い物品の管理が不十分	換金性の高い物品の管理の徹底	高額な物品については、定期的に現物確認を実施する	
出張事実等の確認が不十分	出張事実等の確認の徹底	出張請求があった場合、領収書や乗車券の半券を提出させる	

競争的資金等の適正管理における責任体制

